

大蔵委員會議録第四十一号

昭和二十七年三月二十八日(金曜日)
午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 重雄君

理事 淺香 忠雄君 理事 奥村又十郎君
理事 小山 長根君 理事 佐久間 徹君
大上 司君 清水 逸平君
吉米地英俊君 三宅 則義君
宮原幸三郎君 荒木萬壽夫君
松尾トシ子君 深澤 義守君
久保田鶴松君 中野 四郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直巳君
大蔵事務官(大臣
官房文書課長) 村上 一君
大蔵事務官(主
計局法規課長) 佐藤 一郎君
大蔵事務官(主
計局給與課長) 岸本 晋君
大蔵事務官(主
計局税関課長) 北島 武雄君
大蔵事務官(銀
行局総務課長) 福田 久男君
通商産業事務官
(通商化学局長) 中村辰五郎君

委員外の出席者

大蔵事務官 村上太一郎君
大蔵事務官(理財
局管理課長) 横山 正臣君
大蔵事務官(理
財局経済課長) 龜岡 康夫君
大蔵事務官 江口 健司君
大蔵事務官 荒川 健夫君
大蔵事務官(管財
局外国財産課長) 松永 勇君
大蔵事務官(管財
局外国財産課長) 佐々木庸一君
大蔵事務官(管財
局銀機課第二課長) 堀口 定義君

文部事務官 田中 春夫君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

三月二十八日
理事 奥村又十郎君の補欠として淺香
忠雄君が理事に当選した。

三月二十七日

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三條に基づく行政協定の
実施に伴う所得税法等の臨時特例に
関する法律案(内閣提出第一三三三号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三條に基づく行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案(内閣提出第一三四四号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三條に基づく行政協定の
実施に伴う国有財産の管理に關す
る法律案(内閣提出第一三五五号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く大蔵省關係諸命
令の措置に關する法律案(内閣提出
第一九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律
案(内閣提出第五三三三号)

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く連合國財産及び
ドイツ財産關係諸命令の措置に關す
る法律案(内閣提出第八六号)
当せん金附証票法の一部を改正する
法律案(内閣提出第一〇五五号)

国庫出納金等端數計算法の一部を改
正する法律案(内閣提出第一〇六号)
國家公務員等の旅費に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出第
一〇七号)

○佐藤委員長 これより會議を開きま
す。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く大蔵省關係諸命
令の措置に關する法律案、ポツダム宣
言の受諾に伴い発する命令に關する件に
基く連合國財産及びドイツ財産關係諸
命令の措置に關する法律案、當せん金
附証票法の一部を改正する法律案、國
庫出納金等端數計算法の一部を改正す
る法律案、國家公務員等の旅費に關す
る法律の一部を改正する法律案、關稅
定率法等の一部を改正する法律案の六
案を一括議題として質疑を続行いた
します。質疑は通告順によつてこれを
許可いたします。深澤義守君。

○深澤委員 ポツダム宣言の受諾に伴
い発する命令に關する件に基く大蔵省
關係諸命令の措置に關する法律案につ
いて、まず私は大蔵省の当局に、この
法案を出しになることについての根
本的な考えについて、伺ひたいので
あります。それは御承知のように、
改正存続するものは六件、そのまゝ存
続するものが十三件、それから廃止す
るものが二十二件という、甚大な内容
を持つてゐるのであります。しかもこ
れはすべてが省令、勅令あるいは政令
でありまして、これは国会が何ら関知
することなしに、占領下敷年間実施さ

れておつたのであります。そうして今
度条約発効の前にいたしまして、
占領態勢から獨立態勢を整へるとい
うののために、この切りかえが行われ
るのであります。しかもこういう甚大
な内容を含んだものが、今度は一応國
会の審議によつて、法律として存続
し、あるいは廃止することになるので
あります。そのためには、占領下敷
年間の経過内容を十分審議し、そうし
て今後必要とあるものは、その必要の
理由を十分審議いたしまして、そうし
て法律案としてつくり上げて行くとい
うことが、當然な立法手續の行き方と
われ／＼は考えるのであります。そこ
ろがこれだけ甚大なものを十ばかり
に上げて、しかもこの法案が提出され
た当初におきまして、具体的な経過
措置等についての資料をできるだけ出
してもらいた。そうして國民に付託
されたわれ／＼の審議を十分に盡して
法律として残すべきものは残すとい
ふにしなければならぬということ
を、主張して来たのであります。そ
れらの資料はいまだもつて提出されて
いないのであります。従つて私たちが
考えますれば、こういうやり方はまさ
に国会の立法権を輕視する手續ではな
いかというぐあい、今考へてゐるの
であります。その点について大蔵當
局は、これが妥當な立法手續として、問
違ひのないやり方であるという確信を
持つておられるのかどうか。その点ひ
とつ責任のある御答弁を願ひたいと思
います。

○村上(一)政府委員 お答えいたしま
す。ポツ政という特殊な形態がとられ
ましたことは、これは私から御説明申
し上げるまでもなく、占領下の特殊な
事情に基いたものでござい。今日
の段階におきまして、この内容を變更
する、あるいはそれを廃止するとい
うような問題が、今度起つておるわけ
でございますが、御質問の趣旨にもご
ざいましたように、それはポツ政とい
うような従来の形式によりませんで、法
律という形式によりまして十分国会の
御審議を仰ぎまして、存続するものは
存続し、改正するものは改正し、また
廃止して可なるものはこの際廃止いた
したい、かように考へておるわけで
ございまして、法律案という形式をもつ
て、国会の御審議を十分仰ぎたいとい
うふうに考へて、提出しておるわけ
でございます。内容が、相当多数の政
令、省令等を一括しておりますことに
つきましては、大蔵省關係のポツ政が
相当多数にわたつておりましたので、
各省を通じて、その整理を一件の
法律案にまとめるといふ措置をとりま
した關係上、相当各種のものが入つて
おりますことは御指摘の通りだと思
ひますが、それ／＼の従来の政令、省令
とその具体的な内容、今後存置する場
合の内容等については、それ／＼の内
容として十分御審議を仰ぎたい、か
ように存じております。

○深澤委員 私は、もちろんこういう
形でもう出された以上は、そうする以
外にないのであります。大蔵當局と

して、これは立法するための手続として万漏のない、間違いのない方法であるという確信を持つておられるのかどうか。その点をひとつ伺いました。

○村上（一）政府委員　形の問題でございしますが、一本にまとめるか、あるいは個々の法律案として提出するかということに相なりますが、この四十以上にわたりますものを、それぞれ各個の単独法律案という形にいたしますことも、かえつていかがかと思ひまして、とりまとめました次第でございます。

○澤澤委員　私は、事務当局としてはまことに手数のかかる問題であると考へます。しかしたとえば一つの例を閉鎖機関令にとつてみましても、閉鎖機関令として指定して清算したものが千八百ある。まだ清算の完了していないものが二百六十ある。このことだけでも相当の内容と問題をはらんでいると私は思うのであります。従つて事務当局としては、われ／＼が十分に審議するための資料を作成し、その御説明を願うことは、私は非常に困難なことであるとは考へます。しかしながら少くとも日本の全国民が納得し得る法律として仕上げるためには、こういう形式ではまことに不備ではないか。しかもわれ／＼が審議する場合において、何らその資料の持合せがない。そこで私らはもちろん審議を十分盡す必要があると思うのでありまして、一つ／＼の政令等の内容について御質問申し上げて、われ／＼が納得し、国民が納得する形において、この法案の成立を期さなければならぬと考へるのであります。従つて今後、ずつと各一つ／＼にわたつて御質問申し上げますが、それ

に對する十分の資料等をお持合せになつてゐるのかどうか。しかも期限等は追つてゐるようでありますが、責任を持つてそういう質問に對してお答えができるならば、われ／＼は十分審議をこれから盡そうと思ふのであります。そういう御準備がありますか。

○村上(一)政府委員 各条文の内容等についての御質問は十分していただきたいのでありまして、われ／＼としても十分御答弁申し上げる用意をしております。

○澤澤委員 条文の解釈や何かの問題でなくて、今までの数年間の経過措置を、われ／＼はやはり一応明確にしなければならぬ。そうして存続するもの、これはこういう理由で存続するのだ、廃止するものはこういう理由で廃止するもの、だということとを、十分納得しなければならぬ。一応法律になつて発布される以上は、それによつて拘束力があるから、審議を盡す義務と責任があると思うのです。従つてたとえて申しますれば、閉鎖機関の内容あるいは閉鎖機関の清算がまだ結了していないものは、どういふ事情になつておるかということについて、詳細にわたつてわれ／＼は検討する必要があると思うのです。そういう御準備がなされているかどうか。だから私はこの法案が提出されたときに、詳細な資料をひとつ提出してもらいたいということは、これは委員長を通じて私は要求してある。ところが資料が全然出ていない。こういういきさつでありますから、われ／＼は審議に実は苦しむのであります。従つてわれ／＼の審議を十分助けるだけの資料と、あるいは内容をお持合せであ

るかどろかという事について、私は
お伺いしているのであります。

○村上(一)政府委員　今御指摘のごさ
いました各従来ありまする政令等の趣
旨、それからまたその運用の経過概要
につきましては、当初この法律案が提
出になりました、提案理由の説明があ
りましたに引続きまして、私から各該
案、また従来ありまする各個の政令等
につきまして、概括的な御説明を逐一
申し上げております。この点は速記録
にも残つておると思いますので、なお
それで足りません問題がございました
ら、どうぞ質問をいただきますして、御
答弁いたしたいと思ひます。

それから閉鎖機関につきましては、特に資料の御要求がありましたので、これは当初資料としてすでに提出してあると存じます。

○澤澤委員 それでは私は以下個々にわたつての御質問を申し上げたいと思ひます。

第一番に、この閉鎖機関令に関する問題でありますが、この二百六十がまだ清算が結了してない。平和条約発効後においてこれはやらなければならないという事情にある。これは一体どういう根拠に基くものであるか。その点をひとつ概括的にお答え願いたいと思ひます。

○堀口説明員　お答えいたします。先ほどおつしやられましたように、こののべ閉鎖機関として千八十八指定されましてけれども、これは関係方面の指令によりましてやつておつたことであります、大体その当初の目的を達しましたので、原則的にはなるべく早くやめて、しまふというのが、これは理想だと思ふわけであります。その方向

で現在までしる／＼積算して参つたわけでありませう。そこで政令を確

ますが、現在二百数十の閉鎖機關が残つております。その内容でありますが、外地でもつて活動した満鉄とかあるいは北拓とか、そういうような機關が約五十八ばかりあります。それから特別法によつて設立された法人、たとえば交易營團とかそういうようなものがやはり二十ばかりある。その他は國內の統制機關の非常に大きいものが今残つておりまして、外地で活動した機關につきましては、もしそれを閉鎖機關の指定を解除してみましても、それ

を清算するなりあるいは新しい会社に移るなりということとは、現在の商法では統制の建前上できないわけであります。それからもう一つ、特別法によつて設立されたものにつきましても、どうせこれは商法以外の法体系でやらなくちやいかぬと思うわけであります。

従いまして、そういう関係から、やねを得ず閉鎖機関令の従来の体系でやつて行かなくちやいかぬものだけについて、この閉鎖機関令を適用したいといふ考えに基きまして、最小限度必要な範圍において、現在の閉鎖機関令を確立していただくというふうにお願ひしておりますわけであります。

○深澤委員　その清算がいろいろ、事情があることはよくわかるのですが、平和条約生效后にまで清算が続くといふことが、その根拠のようでありまゝです。その外地機關等の關係につきまゝでは、そういう事情はよくわかりません。ところが内地の特別法人だとか、あるいはその他の統制關係の内地の關鎖機關というものは、これは十分政府

年かかつてまだ清算ができない。そし

だ、續くであらうというようなことは、われわれは理解に苦しむのです。その外、地の問題はよくわかります。これは、対外関係もございまして、いろいろの混乱もございまして、この清算と云うことはなほだ困難であるといふことでもありますから、それはよくわかりますが、内地に存在する統制機関、特別法人等の清算が今後相当続くといふことは、了解に苦しむのであります。その根拠を私は内地関係についてお伺いしたいと思ひます。

買問の点でありますが、内地機関とい
たしましても、閉鎖機関に指定されて
実際に清算事務を開始いたしましたの
は、昭和二十三年ごろからであります
ので、戦後という点から見ますれば数
年でありませうけれども、実際に法制を

年なり何なりという期間であります。そういたしましたして通常の会社でありますしても、非常に大きな会社の場合には大体数年——これはいいことではないと思いますが、清算事務というのは数年かかるのは非常にあるのであります。特に閉鎖機関が現在まで清算を非

は全然ないと思います。それともう一つは、いろ／＼戦後閉鎖機関だけの清算だけでなく、その内地の閉鎖機関でやはり外地機関に関係を持つたものとか、あるいは戦時補償等に基づきます今杜の経理に関係のあるもの、その他はかのそういう戦後の法律体系に巻き込まれて、なか／＼清算がはかどらない

というふうなものもありまして、委員会といたしましては、極力清算を促進して参つたというふうに考えております。

○深澤委員 この内地関係の、たとえば特別法人の二十幾つか残存しているというのでありますが、それは大体どういう——これは全部でなくともいいのですが、特別のものとして三列挙していただきたい。それからその他統制関係のものを二、三列挙しまして、こういうものはまだ清算ができなくて、残っているのだという御説明をいただきたい。

○堀口説明員 お答えいたします。この閉鎖機関一覧表というのを差上げたのですが、これの中で丸のついているのは二十七年の一月末で終了した機関であります。三角のしるしがついておられますのが、さつき申しました對外関係のある機関でございます。その他内地の特殊法人と申しますと、たとえば交易官団であるとか、住宅官団であるとか、農地開発官団であるとか、こういうものがあります。交易官団なんかの問題にいたしまして、これは大陸において、綿花の買付をやつたとか、その他政府の戦時中の経済に協力いたしましたような活動をやつた。そのために送金関係その他で非常にわかりにくい点がありまして、そうかといつて現在すぐそれをほうり出してしまふわけに行かぬという関係のものが相当ある。それからたとえば住宅官団のようなものであります。約数万戸の住宅をそのまま引継いで来たわけでありまして、またこの処分が非常に困難でありまして、特に庶民住宅でありますから、單に経済的なベース

からだけで解決できない。各地方当局にお願いしたり、あるいは建設省にお願いしたりして、その清算という面だけでなく、社会問題として相当困難な問題があつたわけですね。売りにしても地方としては財源がない、起債の問題が非常に困難であるというふうなことで、そういう部面まで入つて、相当促進したつもりであります。なか／＼うまく行かない。そういうこと、それから農地開発官団等でありまして、いろいろ／＼な資料を持つておりましたけれども、ほとんど終戦直後の品物をおかえ込んで、その処分が困るといふようなことでありまして、あらゆる手を盡して、法制的に解決するものは法制的に解決する。たとえば住宅官団のごときは、登記につきましては買つた人がなか／＼登記にない。そうすると登記事務がいつまでも残つて、住宅官団の清算ができないといつたときには、抹消登記ができるような一つの委任省令を出しまして、登記所に一括して何万戸分というものを、抹消登記をしてもらふというふうな処置までとつて推進して来たわけでありまして、要するに大きな機関につきましては、通常の民間の機関につきましても、いろいろの問題があつて相当長期を要するといふようなことでありまして、さつき申しましたように、閉鎖機関といつたしましては、二十三年から相当促進して参つたつもりであります。今後の見通しであります。今後の見通しとしまして、交易官団とかその他大きな機関については、若干の時日を要するのではないかと。それから對外関係のもの、これは講和条約の発効に伴いまして、外国との折衝その他財産の帰

属等がはつきりしない、解決がつかないという問題がありますので、これももちろん一、二年はかかるのではないかと。いろいろに考えております。それからその他の機関につきましてはなるべく解除して、一般の民法的な商法なりのによつて、民間で清算してもらふといふように持つて行きたいと考えております。

○深澤委員 二百六十という非常に困難なものが残つて、その清算関係においても相当の手数がかかるかと考えるのであります。たとえば農地開発官団のごときは、今おつしやられるように資材等を持つておる。そしてその資材の価格が値下りして、その清算がなかなか困難だといふことであります。そういういたしますと、この清算の方針としては赤字を出さないように清算する。それまでに赤字を出さないように努力する。ために、相当の時期を要してもしやうがないという観点から、これは清算されているのですか。あるいは損得をかわす清算するといふれば、今でもかまわぬという態勢にあるのですか。

○堀口説明員 お答えします。ただいまの御質問であります。清算は通常の会社の清算でありまして、一応算ベースによつておられますので、たとえば債権等で不良債権がありまして、これを取り立てて清算することがマイナスになるということになれば、これは放棄せざるを得ないといふことではあります。それで閉鎖機関の場合であります。その原則を貫きまして、たといあとにしまふ資産が残つておりましたも、それが換価する見込みがない、換価することに非常に経費を要するといふ場合には、その債権の

打切りをするなり何なりという方法によりまして、清算を打切るといふ方向に持つて行つております。

○深澤委員 それからこれらの閉鎖機関が一応清算をいたしました。債権等がまだ片づかずに残つた場合に、その債権はやはり国家の債権として、大蔵省に委譲するといふようなことになるわけですか。そうして大蔵省がそれを一応処理するといふ経過をたどるわけですか。

○堀口説明員 お答えします。閉鎖機関制度そのものは司令部の指示もありまして、非常にたくさん機関を指定いたして、ある一つの法制のもとにやつておりましたために、大蔵省が監督官庁になつたわけでありまして、その経費その他は全部個々の閉鎖機関の支出によつてまかなつております。要するに民間の会社の清算を、主務官庁が監督しておるといふような立場にあるものであります。もし一定の時期におきまして、その期間の歳入と歳出とが大体バランス——あるいはこれ以上やればマイナスになるということでありますれば、その残つておる換価しにくい資産は一応放棄せざるを得ない。これは通常民間の清算においても同様でありまして、そういうふうによつて行きますので、国庫との関係は全然ございせん。

○深澤委員 それから第四にありますが旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の関係であります。このあれによりまして、平和条約発効後において五十万の整理がまだできないから、これを存続させるということでありまして、それらの在外会社の在外資産をもつて、

新会社の設立をしたといふようなことになつておるのであります。この新会社といふものは、どういふものをつくられたのか。そうして現在それがどういふうぐい活動されておるのか。その点をお伺いしたい。

○横山説明員 お答えいたします。在外会社の中で新会社を設立いたしましたものは、今までに四十四あります。その大きなものを申し上げますと、朝鮮の關係で日窒炭業開採株式会社、日本高周波重工業株式会社、台湾の關係で日本製糖、台糖、明糖、塩水港製糖、大蔵火災海上、こいつたものが大体主要な会社であります。その整理に基きまして、このように設立された第二会社は、現在日本の経済に重要な役割を示しまして、大いに活動しておるものでございまして。

○深澤委員 それから第五の国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令であります。この債権といふものはどういふ性格を持つておるものであるか。そうしてまたその債権に対する返済の方法として、ある程度のもので供託済みであるといふことになつておりますが、その供託済みのものでどういふ債権であり、その額はどのくらいに上つておるのか。その点をひとつお伺いいたします。

○佐々木説明員 お答えいたします。現在この特別の供託の規定によりまして供託されております現金の残額といたしましては、一億八百七十七万八千余円、なおこのほかに有価証券の關係がございまして、その有価証券には百六十万六千三百円の有価証券が供託されております。この元の供託されました

原因になりました債務と申ししますのは、最も多くが戦時中陸海軍に徴用された人々に対する貸金等でございます。債権者といましては旧日本の領域に属していた人々のものが大部分でございます。朝鮮に籍のあった人に対する支拂いが六千七百万、台湾関係が九百九十万、琉球関係が九百六十万見当、そのほか中華民国の關係の人に對しまして、千二百萬余りというふうな内訳になっております。これは先ほど軍の關係と申しましたが、軍の關係が一番多いのですけれども、そのほか港灣作業だとか炭鉱とかいうところに、徴用された人々たちに対しまして支拂いを含むものでございます。

合いのものと考えております。○深澤委員 そうすると、当然支払うべきものであつたが、結局住所不明等によつて支払われないうちの状況でありますから、これはあくまでその債権者に支払うための努力をしなくちゃならぬと思つておられるのか。そういう努力をされておられるのか。そうして最後に結局債権者が戦災等によつて死亡したとかいうようなことになりましたら、その遺族に支払うということにもなると思つておられるのか。それでおかつかつ支拂いできないということになりますと、國庫が没收するということになるわけですか。

○佐々木説明員 先ほどまで御説明いたしました通り、本来のこの債務の支払いと申しますのは、私法的な關係に基いて行われたものでございまして、戦後の未解決の問題の処理というものは、一般的に外交問題になつております。關係上、たとえ朝鮮との關係におきましては、そのような外交的な折衝の手続を通じて、解決されるのではないかと見ております。

○深澤委員 そうすると、この債権は日本政府とその個人ということになります。朝鮮、台湾等の問題については、結局条約等が結ばれた場合においては、個人が明らかでないにしても、それを一括して朝鮮の政府あるいは台湾の政府に引渡すということになるのですか。

○佐々木説明員 現在でも引渡す規定がつくられておるのであります。その規定によりましては、本来の債権者の委任を受けて、外国のミッションが請求される場合にはお渡しします。こういう手続になつております。それ以外の手続につきましては、平和条約発効

後においては、本来の債権者が請求していただきたいという筋をきめてございす。それ以外の外交的な手続は、そのときの問題でございまして、ここには規定してございせん。

○深澤委員 そうすると大蔵当局の方としては、本来の債権者といふものは全部おわかりになつておられるわけですか。

○佐々木説明員 供託いたします債務者は、債権者の名前をはつきりいたしまして供託いたしております。

○深澤委員 その点はよくわかりました。第六の日本証券取引所の問題であります。この証券取引所の有価証券売買の事業が閉鎖機関に準じて整理されたのであります。この証券取引所の売買等の事業は、きつめて私は明確であると考えられるわけですか。ところがそれが今に至るまで清算ができなくて、今後に持ち越すというところは了解に苦しむわけですが、これはどういふ事情に基くのですか。

○堀口説明員 お答えいたします。御質問の通り私も、これはどうしてこういふふうに残つておられるのかという気がいたしまして、よく調べたわけでありまして、やはり証券等につきまして非常にぐあいの悪いもの、たとえば無償値に近いようなもの、あるいは清算会社の証券というふうなものがある程度持つておりましたために、やはり現在まで延びて参つております。それでもうほとんど結了の登記間近にあるわけでありまして、結局それに至らない教日といいたしましても、手続だけはしておかなければならないという關係で、御審議をお願いしたわけでありす。

○深澤委員 そうするとその無償値に近いようなものが大分たくさんあります。それを大体数量的におわかりになりましたら、お答えをお願いしたいと思います。

○堀口説明員 ちよつとここに数量を持つておらないので、後ほど差上げたと思つておられますが、あまり大した額ではありません。大体帳簿価額にいたしまして一千万程度じやないかと思つておられます。もしそれを評價いたしましたとしても、まあ百万になるかならないか、これは大体の記憶でありまして、あとでまた御説明申し上げますが、そういうふうな記憶しております。

○深澤委員 存続するもののうちの第一番であります。寺社の用に供してある公用財産であります。これは總額でよろしいのですが、大体寺社の宗教活動に必要な範圍内で、現在難産財産として貸與している。おそらく宅地が大部分だらうと思つておられます。山林等もございしようが、そういうものは大体どのくらいあります。その点をひとつ……。

○堀口説明員 お答えします。御承知のようによつて寺社等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律というのが、昭和二十二年法律第五十三号で出ておりました。従来寺社等の境内地であつたものは、要件を備えておられるは無償譲與する、一つの条件が欠けているものについては、半額売却をすることという措置がとられて参りました。これによつて全国で約八万の神社寺院の処分をやつて参つたのでございす。そのうち九九・六%まではすでに処分が終つて、譲與もしくは半額売却をして参つております。あと残つておりますものは、約二十件の神社

寺院が譲與の未済で残つております。で、この条文を設けました理由は、その処分を繼續して行つたために必要なもの、こういう難産財産とみなす規定を受けて、今回のポダがそのまま効力を生ずる、こういうふうに措置した次第でございす。

○深澤委員 これは局部的な問題であります。これは浅間神社に対する貸與財産であると思つておられますが、これは御承知のようによつて静岡県と山梨県がたゞ／＼を起しておられます。この処分についてはいろいろ審議會等においても、審議せられておる過程にあると思つておられますが、大体の富士山頂の浅間神社に対して貸し付けてあるところの財産は、どういふぐあいに処分せられる方針をお持ちになつておられるのか。この際ひとつお伺いしておきたい。

○松永説明員 富士山頂は、富士浅間神社の境内地ということと譲與の申請がでております。これに基きまして社寺審査会に諮問して、現在その処分を慎重に行うように検討中でございます。審査会の結論をまつて決定いたしたいと思つております。

○深澤委員 それから第三の点です。が、横濱正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令であります。これは一部を東京銀行に移転して清算をしたところがその清算を円滑にするために、また同資産を再び横濱正金銀行に移転した。一見これは内容がよくわからないので、これだけにとまことに了解に苦しむ清算のやり方をおやりになつておられるのでありますが、これはどういふ事情に属するものであるか。その点をひとつお伺いしたい。

保管の責任者は、責任官庁はどこですか。

○横山説明員 連合軍が接收いたしました貴金屬にはいろいろな各種のものが

五

ありまして、政府のものにつきましては、その管理は政府がいたしております。そして政府がいたしましては、大蔵省の理財局が管理しております。それ以外のものについては、それぞれ各接收されたものが管理していただきまして存じております。

○深澤委員 その当時政府所有であつたものは、理財局がこれを管理してつたということでありまして、政府所有のものだけでは、その当時明確におわかりになつてゐると思ふのですが、接收する当時理財局が管理しておつたものは一体どのようなものであり、その額はどの程度であるか、これをお伺いしたいと思ふ。

○横山説明員 当時は金貨金特別会計というものがあつて、その後それが貴金屬特別会計に移されておりますが、その特別会計の所有として帳簿上載つてゐるものとしたしましては、金が約五トンであります。但しこれは帳簿上のものでありまして、実際進駐軍にだけだけ接收されたかは明確でありません。

○深澤委員 理財局が管理してゐる場合、帳簿上五トンあるといへば、実際もそれは確實なものであると考えますが、帳簿上と実際とは違ふのですか。

○横山説明員 大体同じと思つておりますが……。

○深澤委員 そうすると、進駐軍が政府所有の金を接收したのは五トンであることが承知してよろしいのですか。

○横山説明員 大体そう御承知願つてつこうだと思ひます。

○深澤委員 その他銀とか白金とか、あるいはダイヤモンドとかいうものは政府所有のものはなかつたのですか。

○横山説明員 当時におきましては、銀、白金は貴金屬特別会計として所有したものはありませんでした。ただ各地の軍あるいは軍工廠において所有したものが、幾らかあつたように聞いておりますが、この数量につきましては、目下のところまだ不明であります。

○深澤委員 その各地の軍工廠にあつたものも、占領軍が接收したことになつておりますか。

○横山説明員 さうであります。

○深澤委員 そこで伺ひたいのは、特定在外活動開闢機關等の引当財産の管理に關する政令、この中に在外債務引当のために留保してゐる財産というものがあるやうであります。この在外債務引当のために留保してゐる財産とはどういふものであるか。そしてそれはどの国に對する在外債務であるか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○横山説明員 この点は開闢機關の制度の点に觸れないとおわかりにならなかつたと思ひます。ちよつと長くなりまして、閉鎖機關の清算は、内外共通に清算すれば最も理想的に行つていただけますが、終戦直後持つておつた資産を、國民經濟に役立たせなければならぬといふ見地から、内外を分離いたしまして、日本国内の店舗の資産を処理し、その負債を拂つて國民經濟を動かすやうにするといふことが、相當大きな目的であつたわけでありまして、そのために外地をかまわずに、内地の資産を一定の方法によつてどん／＼進めて行かなければならぬ。その場合考えられましては、將來外地から一体どういふ

請求が来るかといふことが、はつきりしてゐなかつたわけでありまして、そこで最も安全な見地からしますれば、外地における資産をゼロと見まして、外地にある負債全額を拂つておくことにいたします。將來外地から請求が参ります。もしもそうでない場合には、いろいろの困難な問題が生ずるといふこととあります。そこで考え方として、まして、外地にある資産、負債の差額だけを拂つておくといふ考えもあるわけでありまして、しかし閉鎖機關といふに、国に迷惑をかけることになつても、あるいは悪いといふことから、外地における資産をゼロと見まして、負債全額を拂つておくやうなことは、杜撰の償還と、あるいは株主に對する分配といふものはできないといふやうに、法制上規定しております。そこで国内において清算をやつて行きます。債務を払つてしまふ、税金とかあるいは退職金といふものを拂つてしまひまして、さらに資産がある場合には、外地において持つてゐる負債全額を用心のために拂つておくわけでありまして、このとおく財産をだれが管理するかという規定がこの政令であります。これもが政令によつて出されてゐるわけでありまして、その資産の帰属等につきましては、現在の平和条約の四十四条なり、あるいは平和条約の四十四条なり、あるいは平和条約の結果、その帰属がきまらうとして、きまつた結果に基きまして、これを日本の所有にするか、あるいは一部を外国に引渡すかといふことになるわけでありまして、その外国といふのはあらゆる外国であ

りまして、その会社が關係を持ちました国全部を含んでおります。

○深澤委員 満鉄並びに北支開發等は特にこれは中国の關係が非常に多いと思ふのでありますが、台湾政府との条約は、今成立する過程にあると思ふのです。そうすると、あの台湾政府との購和条約が成立した場合において、中国に對する債務の償還といふものは、台湾政府に對して引渡されるのか。それとも今後中華人民共和國との關係においてこれを保留するといふことになるのか。その点は一体どういふやうに考へておりますか。

○村上(一)政府委員 御質問でございしますが、台湾における条約の案文の進行は、新聞等に伝えられておりますが、われ／＼事務當局としては、現在の案がよくなつてゐるということ、示されておらないのでございまして、非常に重大な問題でございまして、私も今からお答えする問題ではないと存じますので、さう御了承いただきたく存じます。

○深澤委員 その点は、あるいは事務當局では御無理かと思ひますので、保留しておきます。

それから第八の特別補達資金の問題であります。これは直接補達をやるというところが、大體行政協定の第十二条の原則になつてゐるのであります。従つてこの原則に基いて当然これは廃止すべきであり、特別補達等も廃止すべき筋合いのものではないかといふことが、いかに考へるわけでありまして、これを存続するといふことは、どういふ事情に基くものであるか。その点を説明していただきたい。

○佐藤(一)政府委員 今回存続を提案

いたしておりますのは、御承知のやうに平和条約、安保条約が生效いたしました間は、なお占領軍が存続してゐるわけにございまして、そのために必要な補達資金の設置が依然として必要である、さういふことであります。今後は安保条約の生效とともに、この補達資金の性格がおのづからかわつて参ります。それで従来連合軍と書いておりましたのを、日本国とアメリカ合衆国との間の安保条約に基き駐留する軍隊といふやうにいたしました。今後も実体的には繼續して行くといふことは、別個の法律改正が在るのであります。政府がいたしましてはそれを準備いたしております。

○深澤委員 この存続の理由には、平和と発効後米駐留軍關係の労働者の給与金の支払い等には、ほぼ同様な措置がとられることが予想されるので、本令は存続される必要がある。つまり一つの予想に基いてこれを存続させようといふのであります。しかし行政協定の原則は、明確にされてゐるやうに、これはもう直接補達である。予備作業班等の問題には、今い／＼な協議が行われてゐるのであります。さういふものを予想してこれを存続するのだといふ、さういふやうな一體成り立つたかどうかという問題であります。従つて私たちは現状において処理するといふことになりまして、当然廃止すべき筋合いのものではないか。もしも今後必要とするならば、またその必要に応じて新たに設置するといふことになるのではないかとさういふやうに考へるわけですが、その点はどうですか。

○佐藤(一)政府委員 今申し上げましたやうに、条約が生效しますまでの間

はいずれにいたしましても、占領軍といふものはあるわけでございます。従つて条約の発効が遅れますれば、それだけ当分の間、この資金を設置準備させておかねばならぬ、こういうことにならうと思ひます。今私が申し上げましたのは、その後の、条約が発効いたしましたからの問題でございますが、この調達資金は債務、債務それから物資等、広範囲にわたつて調達をし得る道が開かれておりますが、現在主として債務にだけ使つております。今後その点がどうなりますか、目下政府と先方とで協議中の問題でございます。しかし私どももいたしましては、現在までのところ債務等につきましては、やはりこういう方法がとられるのではないかと、いふふうに考へております。

○深澤委員 この存続の理由は、大蔵省が出している資料によりますれば、平和発効後も予想せられるので設置するのだといふぐあいに、その存続の理由を示しているわけでありませう。しかしこれは今後折衝によつてどうなるかわからない問題であります。従つて佐藤さんのおつしやるように、現在占領軍が在るのだ、占領が継続されてゐるのだ、現在の必要に応じてまだ存続する根拠があるといふならわかるのです。が、そうでなしに、今後労働関係だけは直接調達でなくして、結局日本政府を通じて調達することになるであらうから存続するのだといふことは、今後に属する問題であります。従つて現状を基礎としてこれは立案し、あるいは存続させるということになるであらうと思ふのであります。将来を予想してこういうことをやるということはどうも

立法上私は理解に苦しむのであります。が、その点はいかがでありますか。

○佐藤(一)政府委員 ちよつと私の説明が不十分でございましたが、つまり今改正を準備しておりますのは、この法律を存続いたしますことについて、ここにおいて提案されておりますが、その内容がかわつて参りますので、別に提案を準備している、こういうふうに御了解願ひます。

それからただいまの点につきまして、今のところ何とも申し上げかねるものであります。現在日本側の担当者として先方とで相談をいたしているわけでありませう。われわれはこういう方法に上れるものという考へのもとに、提案をいたしているわけでありませう。

○深澤委員 これは大蔵当局が、こういう予想をもつてこの存続をするといふことであるのか。それとも総司令部との折衝において、総司令部の明確な要請によつてこういうぐあいにすること、いささか決定されたのか。その間のいささかをつひと伺ひたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 私そのこまかいところまではちよつと申し上げかねますが、もちろん総司令部と相談をいたしまして、これはやつたわけでございます。ただ問題が問題でございますから、その間の経過について多少の差は免れないと思ひますが、現在といつたしましても、この調達資金の設置が必要であるという見込みを、総司令部と相談をいたしまして出しているわけでありませう。

○深澤委員 その点はその程度にして、それから十一の学校及び保育所の給食用ミルクの譲與並びにこれに伴う財政措置に関する政令であります。この給食用ミルクの整理がまだできていない、児童の負担となる経費の徴収が、まだ完了してないといふことである。この問題については新聞紙上に伝えられるところによりますれば、相当文部省関係等においても不正事件が起きているのであります。この徴収不能というものは、実際において児童の負担の代金が徴収できないという事情によつて整理できないのか。あるいはあつた不正問題等からんで整理できないのか。その点をひつと明確にしたいと思ひます。

○田中説明員 お答え申し上げます。例の不正事件とはこれは全然関係のない問題でございます。この件に該当いたしましては、いわゆる見返り資金によつて購入した脱脂粉乳で、現在未譲與の分といたしまして九百トンございます。この九百トンは大体四月に全國の都道府県を通じて、学校に譲與する予定になつております。譲與いたしましたその結果、いわゆる児童が負担いたします金額が、五月から六月までに七月にかけまして徴収できるのであります。その意味におきまして、この関連事項が生じて来るわけでございます。

○深澤委員 これは末端の事情といたしまして、この給食用ミルク代金といふものは、相当大きな負担になつておるのではありませんか。経済界の不況等が深刻になつて参りますと、この代金がかかるか支払われないという事情があるのではありませんか、そういういたしますところの整理の問題も、なか／＼困難になると思ふのですが、実際において生活上

支払われないといふような事情が起きた場合においては、これをどう処置される方針を持つておられるのか。あるいは生活困窮者等の児童に対しては、代金を免除するといふような措置も、お考へになる必要があるのではないかと私は思ひますが、その点はどうでありますか。

○田中説明員 お答えいたします。これはいわゆる二十六年度に關連いたしました処理でありまして、この処理にいたしまして、児童負担分はいわゆる脱脂粉乳の輸送並びに保管等の実費でございます。大体一食当り二十二グラムの約三十八錢見当でございます。非常に安い価格でございます。しかも学校給食を実施いたしまして、脱脂粉乳の効果というものを非常に認識して参りまして、今までの経験並びに実情によりまして、この程度の経費は喜んで納入するといふ空氣が、非常に徹底いたしております。この点につきまして一部未徴収分がでるという点につきましては、今何ら危懼を持つておらないわけでございます。

○深澤委員 その点はその程度にして、それから外貨債の処理法の廃止の問題であります。この旧敵産管理法によつて、管理する規定の効力を存置するといふことであります。旧敵産管理法の規定によつて管理しなければならぬ財産が、まだ残つておるというのとであります。それはどういふものが残つておるのか、どういふ国のものが残つておるのか。その点をひつと伺ひたいと思ひます。

○佐々木説明員 お答えいたします。ここにあげました規定は、法律上の技術上のギャップを埋めるだけのものではないのであります。具体的な効果はそれほどありませんが、御承知でありますように、戦時中敵産管理を行つて参りましたものを、終戦後これを廃止いたしました。連合国財産として保全するようになり、連合国最高司令官の要求でございました。ところで連合国財産となつたものと、敵産でありましたものとに間に、ギャップがあつたわけでありませう。その第一は、所有者についての問題でございます。けれども、敵産として扱われませんでしたものは、英米蘭三国の国民に属する財産でございます。英米蘭三国の国民が私有いたしました財産のほかに、その国民が預かつておりました財産も含んでおります。ところが連合国財産といたしましては、預かつたという觀念を排除して、實際の所有關係に着目して保全をいたしました。ところが連合国を含まないものには國際連盟加盟國を除いておられます。従つて中立國人の財産で英米蘭三国人の預かつておつたものがあつた場合には敵産管理法が廃止されて、ほうりつばなしという眞空状態を生ずるおそれがあるといふのが、この規定を残さなければならぬと考へた一つの理由であります。また具体的な財産の管理といたしましては、大体において一致しておるのであります。けれども、營業の管理といふものを、敵産管理法上いたしました連合國財産としての保全の建前からは、營業を保全しようといふような筋合いになつておられません。その間のギャップを埋めるだけで、實際問題としていかなるものがあるかといふことになりませう。

と、実際の財産としてはあまりございません。われ／＼が調査しました結果発見しましたものは、ないと申し上げていいかと思ひます。

○深澤委員 それから今度は廃止するものでありますが、第一の終戦直後閣議決定に基いて、復員軍人軍属等に対して期限三箇月の定期預金によつて退職賞與金を支給したが、この支給は行わないことになつたというのであります。そしてそれを國庫に返納したというのであります。最近において軍人軍属等の恩給支給の問題がやかましくなつております。これはもちろん、従来の階級別による恩給支給という問題は問題でございましょうが、旧軍人軍属の間における生活保障という問題について、相当考えなければならぬ問題があると思ふのであります。そういう要求が起つたことも、このうゝぐゝに支給すべき退職賞與金を國家へ納付したという上のような扱いをしたために、そういう要求が私は強くなつてゐるのじやないかと思ふのですが、大体この國家に返納させたところの預金及びその利子に相当する額は、總額どのくらい當時ございましてか。その点をひとつお聞きしたいと思います。

○澤本政府委員 お答えいたします。この勅令によりまして國庫返納をいたさせました退職賞與金の額は、終戦直後のことでございますので、はつきりした資料がまだ現在つかめておりません。大体におきまして陸軍関係で四億というのがあります。海軍でどの程度の金が出たか、これははつきりつかみかねておる実情でございます。

○深澤委員 それから臨時軍事費の關係であります。この臨時軍事費は相當にこれは終戦直後から世間の注目の的になり、その整理等につきましても相當これは論議になつた問題であります。これがいまだに解決しないようであります。従つて概括でよろしゅうございまして、臨時軍事費の整理状態はどういう状態になつてゐるか。ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤（一）政府委員 御説明申し上げます。御承知のように臨時軍事費特別会計は、昭和二十一年の二月末においてこれを打切つたわけでございます。その打切りの方法でございますが、御承知のように軍の支出官が、資金前渡官更と申します末端の会計官吏に金を出したのでございまして、その末端の会計官吏が實際にどの程度出したかという点が、不明なものが非常にございまして、その金額がおよそ三百八十億でございます。この判明しない分をただちに歳入と歳出として締結するということは適當でございせん。それで臨時軍事費特別会計を締切ります法律におきまして、一応當時判明しなかつた金額は、歳出からこれを除いて締結したのでございまして、そのためにこの締結を行ひましたときは、逆に百七十九億の剰余金を生ずるといふか、わつた形の決算になつたわけでありまして、そのうち一応この百七十九億の剰余金を出発点に置いておきまして、その後逐次だれだけのものが正確に支出されたかということが判明いたし、また一方において當時なおわかつた収入が、どのくらいあるかといふことをだんだんと調査を進める、こういう方針を立てたわけでございます。その結果百七十九億の剰余金以外に、昭和二十

一年から二十五年の間に調査をいたしまして、きわめてわずかでございまして、三億四千万の後にわかつたわけでございます。従ひまして百八十二億といふものが一応歳入といふことになつたわけでございます。そして一方における当初の三百八十一億といふものは、當時のいろいろ事情等もございまして、その後遂に十分支出の判明しないままになつております。これをそのままに放置できませんので、一応決算上、昭和二十一年と二十二年に正式の歳出に立てまして、結局歳出において三百八十一億、歳入において百八十二億、その差の百九十八億といふものが、二十五年年度の決算までに判明いたしました赤字でございます。

○深澤委員 そういたしますと、この百九十八億といふ赤字の問題は、今後また別途整理するといふ形で、今後なおこの整理を繼續するといふことにならざるでございまして、それとも百九十八億は赤字といふことで、整理を完了するわけですか。その点を伺ひたい。

○佐藤（一）政府委員 今回の提案によりまして、今後調査をやつて参り、決算の都度、別建にいたして、すえ置いて行きたい、こう思つております。

○深澤委員 一応この問題に関する質問を終ります。

○三宅（則）委員 私はきわめて簡単に質問いたしますから、お答え願ひいたします。當せん金附証票法の一部を改正する法律案についてありますが、いわゆる宝くじでございます。私も宝くじは宝くじといふものは、なるべく少くしたいといふ考えを持つておるわけでありまして、今日はパチンコ等もはやつておりまして、非常に國民の道義と

いいですか、思想上といひますか、あるいは美務的に欠点がある、かように考へておりますが、政府は宝くじにつきましては、將來これを少くするといふ用意を持つておりますか。いかなる方針でありましょうか。この際係官から承りたいと存じます。

○福田政府委員 宝くじにつきまして、ただいま將來逐次縮小すべきではないかという御意見がございまして、私が、私もいたしまして、このうゝ射的的な性格を持つたものは、政府みずから、あるいは地方公共団体においてやることも、そう長く続けることは、必ずしも適當であるとは私は考へておらないのでございまして、逐次これを自肅して行く方向で、考へて参りたいといふふうに存じております。たださしあたりといたしましては、財政にもかかり當りておる点もございまして、國家財政あるいは地方財政の今後の増進等にもならみ合せまして、漸次これを縮小する方向で進んで参りたいと考へております。

それからただいま法案の中におきまして、その趣旨を明らかにいたしまして、たとえば從來は政府くじにおきましては、宝くじによつて収入いたしました資金の使途について、特別の制限がございせんでした。言いかえれば、財政の需要するいかなる使途にも使えるといふような場合によつては相當大きな財源となつておつたものでございまして、今回の改正によりまして、その資金の使途を制限いたしまして、社会福祉的な事業の費用の財源に充てる場合に限つて出し得る、こういふふうに資金の使途について制限を

いたしましたゆゑんのものも、ただいま申しましたような宝くじについての今後の考え方的一端を示すものであるといふふうに、御了解いただきたく存じます。

○三宅（則）委員 ごく簡単にうゝ一点伺ひます。政府といたしましては將來これを少くしたい、こういうお氣持のようになつたのであります。この法案によりまして、一応三十五億田発売の限度を有するといふふうに考へておりますが、これは福祉のためにこのくらゐ使うといふ意味合いでつくられたものでありましょうか。それとも漠然と三十五億田を売上げようといふのでありましょうか。また実益がどのくらいあるか、実收がどのくらいあるかといふことが、政府において御計算ができておりましたならば、この際承りたいと存じます。

○福田政府委員 毎會計年度の発行額を三十五億に限定いたしました趣旨は、たとえば昭和二十四年ごろにおきましては、四十億田程度の発行を見ておつたのであります。それよりもむしろ内輪目にしようといふ趣旨で、三十五億田という数字を一応掲げたわけでございます。他面今回の改正によりまして、宝くじの予算上の経理をかねました結果、と申しますのは、從來におきましては、売上金の全体、発行額から消化されたものの全額を歳入にあるが、他方当りくじの賞金とか、あるいは発行費用その他の手数料を歳出に立てておつたのであります。今回ほんとうの純収入がどれくらいであるか、またその差引の純収入こそ歳入と見るべきではないかといふ趣旨から、差引の差額を掲げることになりましたし

たことも関連いたしました。技術的に一応金額をはつきり法律に書いた方がいいのではなからうかという意味と、両方の意味から三十五億の数字を載せたのであります。それから従来純収入となつております金額は、今までの累計額は、昭和二十年度から始つたのであります。二十六年度までに国庫の純収入となるべき金額は、一部推定がありますが、約七十億でございます。そのうちたとえ昭和二十四年度は十四億程度でございます。しかし来年度の予算におきましては、発行の時期等も若干ずれるかもしれないということをも考慮いたしまして、安全な金額をとる意味で八億四千万を計上いたしております。他方社会福祉の事業といたしまして、いろいろ経費が計上されておるのであります。とうていその全部をまかなうというのではできませんので、そのほんの一部に充たされるというふうになつております。

○三宅(則)委員 私はこれで終ります。将来とも宝くじにつきましては減少する、こういう見地のもとに事務当局も折衝をし、将来もひとつそういう気持で事務を進行していただきたい、かように考える次第でございます。御答弁はいりませんが、この機会に一言申し上げておきたいと存じます。

○奥村委員 ただいま議題となつております六法案中、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案、当せん金附証票法の一部を改正する法律案、及び国庫出納金等端数

計算法の一部を改正する法律案の四法案につきましては、すでに質疑も盡されたと思われまので、この際四法案につきましては、質疑を打ち切られんことを望みます。

初の効力発生の日から施行するということに、原則をきめておるのであります。しかしこの法律の中で、閉鎖機関整理委員会令第二十條に関する改正部分につきましては、この改正規定によりまして、同委員会が来る三月三十一日に解散されることと予想されておりますので、その部分及びこれに関する改正規定につきましては、これを公布の日から施行することといたそうとするものであります。何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 起立多数。よつて本案は奥村君提案のごとく修正議決せられました。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○佐藤委員 御異議なきやうです。案に賛成の諸君の起立をお願いします。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
当せん金附証票法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕